

〈現場からの声〉は届いたか？

—— 原子力発電所と構造的差別 ——

三浦 耕吉郎

1. 巨象を嘔む

福井県おおい町にある関西電力大飯原子力発電所を訪れたときのことである。

原子炉格納容器の三分の一の模型が展示されている原発PR館の見学をおえて、正門付近から半球形の巨大な発電施設を眺めていた私たちのところへ、二人のガードマンが走りよってきた。胸には、たしか「原子力発電所防護システム」とかいう社名のネームプレートをつけていた。

そのとき、なにを勘違いしたのか、私はほっと安心したのを覚えている。東京電力福島第1原発の事故が発生してから、まだ半年しかたっていないかったそのころ、この大飯原発では私たちは、こういう人たちが担っている「防護システム」によって、「原子力発電所」のさまざまな影響からしっかり守られていると感じたからである¹。

だから、駆けつけたガードマンの口から発せられた言葉は、はじめ私にはにわかには理解しがたいものだった。いまから思えば笑止な話なのだが、そのとき、私が内心期待していたのは、「原発からはいまでも微量な放射線がでているので、あまり近づかない方がいいですよ」という指示だった。

ところが、じっさいに彼らがとった行動は、原発敷地内の撮影を制止することであり、これまで撮影した発電施設の写るすべての写真を、目のまえですぐに消去しようつよく求めてきたのである。

彼らの強硬な姿勢にたじろぎながらも、私がそのとき理解したのは、このような機能をもつ「防護システム」とは、原発から私たちを防護するのではなく、私たちから原発を防護するためのシステムなのだということだった²。

しかしながら、いまや、新首相の口から「原発ゼ

1 じっさい、後述する「国際放射線防護委員会 (ICRP)」における「防護」の意味は、「放射線」の影響からの人間の防護のことである。

2 東電福島第1原発の事故当日、事故の収束にむけた対策をとるうえで、最も重要な原子炉の構造が記載された詳細な図面が原子力安全委員会に存在しなかったことに起因する致命的な混乱をめぐって、斑目元委員長によるつぎのような弁明がある。

「こんな事態に備えて図面ぐらい用意しておくべきではないのか、杜撰じゃないかと思う読者もおおいことでしょう。これには一応、きちんとした理由があります。原子炉はテロに狙われやすい施設だということです。図面が簡単に入手できるようでは、テロリストの手に渡る危険性も増します。もし、そうなれば図面を分析して弱点を見つけだし、破壊活動を仕掛けてくるかもしれません。原子力施設それ自体も、部外者には、それぞれの部屋や通路を教えないようにしており、写真撮影もごく一部に限定されています」(傍点引用者)(岡本、2012:45)。

これはまさしく、原発事故による放射線から周辺住民を「防護する」よりも、テロリストから原発を「防護する」ことの方が優先されてきていたことを示す、端的な証拠にほかなるまい。

口政策の見直し」や「原発の新設の可能性」が表明されるような状況下において、以上のような私の誤解は、けっして笑い事ではすまされないように思われる。

じっさい、原発問題についていろいろと調べていくにつれて、日本の原子力政策が、科学技術はもちろんのこと、いかに政治・経済・法律・社会・文化にかかわる大掛かりなシステムによって推進されてきたかということがわかってきた。逆にいえば、日本の原子力政策は、大規模な原子力災害をへた今日でも依然として従来の「科学技術・政治・経済・法律・社会・文化にかかわる大掛かりなシステム」によって、手厚く「防護」されているのである。

そこに、「脱原発」や「卒原発」を志向する言説や運動が、なかなか社会に浸透しない一つの理由がある。だが、原因は、それだけではないだろう。

もう一つの理由として、大都市の住民を中心とした脱原発の大衆運動や、政治主導的な卒原発の主張のなかには、じっさいに原発立地地帯に住んでいる人たちが、そして、じっさいに原発で働いている人たちの経験や思いが十分に受けとめられていなかった、という点があげられる。

もとより、原発立地地帯に住みながら、あるいは、原発で働きながら、一個人として、原発にたいしてなんらかの主張をおこなうということは、まさしく、原子力政策とそれを推進する「科学技術・政治・経済・法律・社会・文化にかかわる大掛かりなシステム」という巨象を噛むような行為である。

だが、そのような、ある種の絶望的な行為のもつ意味を理解することなくして、私たちは、原発問題の本質に迫ることなどできないだろう。

この小論では、原発問題をめぐって発せられた〈現場からの声〉に耳を傾けることによって、この困難な課題に取りくんでいくことにしたい。

2. 黒い卵

「まず、ブレーカーを落とす。そして、入れてあったコンセントを抜く。恐ろしいのは食料の廃棄である。20キロほどはありそうな米袋を玄関から外に

引きずり出し、その辺にザーッと出す。浪江の祖母が作った米だ。それをもう食べることも作ることもできない。生ゴミの入ったバケツを持ち出してそのまま外に放置する。／次に台所に出しっ放しになっていた食べ物を捨てる作業に入る。見ないようにしていた卵焼き。黒黄色といった感じで、平べったくなっている。そしてその隣にあるこれは一体何なのか。ウインナーだと思うが、赤と黄色の二色になっている。そのまま外に放り投げる。(中略)／そして最後に、最も怖い冷蔵庫の片付けに取りかかる。母が買い物に行ってきた後の地震だったため、冷蔵庫も冷凍庫も中がいっぱいだという。思いきって開ける。卵を見る。一瞬にして閉める。無理だ。とてもじゃないけど、片付けられそうにない。普段は真っ白なあの卵が黒緑色になっていた。肉なんて考えただけで恐ろしい。冷蔵庫の片付けはすぐに断念した。」(傍点引用者)(金菱編、2012:317-318)

これは、東京電力福島第1原発の事故のために警戒区域内の自宅から避難していた住民が、事故から4ヶ月目にして、はじめて一時帰宅したさいの手記である。食卓にせっかく用意された朝食をとるのもそこそこに家を出ざるをえなかった、避難当日のあわたたしさがリアルに伝わってくる。

また、この手記には、一時帰宅という行為が、避難者にとってどんなに待ちこがれたものであったかと同時に、精神的にも(「町が死んでいる」!)物理的にも(「最も怖い冷蔵庫の片付け」!)いかに過酷なものであったかが、気合のはいった筆致で描きだされている。

夏の暑い盛り、熱中症が危惧されるなか防護服に身をつつみ、線量計、ストップウォッチ、トランシーバーからなる重装備(!)の出で立ち。滞在の制限時間はたったの2時間。持ち帰れる品物は、禁止品リスト(たとえば、「未開封の化粧品」なども禁止品にはいっていたという!)にないもののうち、一人につき特大ビニール袋一個分の分量に限られる。

しかも、見えない放射線への恐怖が、バスを降り

て自宅に到達するまでの記述からもうかがわれる。「やはり暑い。思わず走る。そして家まで目前というところで、突然息が苦しくなった。上手く息が吸えない。思わずマスクを外そうとしたが、とりあえずそれはダメだと手を止める。走ってバスに戻りたい衝動に駆られる。軽いパニック状態だ。いきなり倒れたりしたらどうしよう」。

やっとのことで家にたどり着いたらついで、次の帰宅がいつになるかもわからない状況下では、住み慣れた家との再会をゆっくり懐かしむ余裕もない。地震で足の踏み場もなく物の散乱した室内から、持ち帰り用のリストにある衣類や日用品などの必需品を探しだしては袋につめていく。ただし、数量に限りがあるために、どの服を持ちかえって、どの服を置いていくか、ぎりぎりまで迷う。その切なさたらない。

そうして、最初に引用した「一仕事」をおえて、大急ぎでバスの所まで戻ってきてみると、まだ一時間しかたっていないかったという（これも、帰宅中の作業がどれほど心理的圧迫をもたらすかを示すエピソード）。そして、長かった一日の帰路で、著者は、こんなつぶやきをもらすのだ。

「そしてふと思う。なんで自分は今ここにいるのか。なんでこんなバスに乗っているのか。今一体何をしているのか。何が悔しくて、自分の家に帰るために許可を得なければならないのか。なんで自分の家に住めないのか。誰のせいでもこんなことになったのか。わからない。何もわからない。私はまだいい。福島市にある寮に住んで、普通に生活をおくっているから。かわいそうなのは家族たちだ。妹なんてどうだ。今のこの楽しい盛りの時に。(中略) きっと心の中には私になんか到底わからないような思いをため込んでいるに違いないんだ。妹が黙っていると時々怖くなる。今一体何を思っているのかと。だから私は笑顔でバカみたいな話をする。私のくだらない話に妹は笑ってくれる。心では泣いているかもしれないけれど。この思いが誰にわかるというのか。むしろ、わかってたまるかという感じだ。」(傍

点引用者) (金菱編、2012:319-320)

ここに表明されているのは、原子力災害というものがもたらした、当事者同士(家族同士)でさえ容易に理解しあえない不条理さの感覚の吐露である。それにしても、これだけの短文に、「わからない」という同じ言葉が、幾度、つかわれていたことだろう。

しかも、その言葉は、「わからない」「何もわからない」「到底わからない」「誰にわかるというのか」「わかってたまるか」といったように、しだいに激越さを増していく。

いったい、著者は、なにに向かって、これらの言葉を投げつけようとしているのか。おそらく、つぎの文章から、私たちにもそれを類推することはできるはずだ。

「会津に戻ってきたのは夜7時半近くになってからだった。私たちとおじ二人で手分けして荷物を持って歩く。すれ違う会津の人たちがものすごい目で見てくる。おじが『俺ら夜逃げしてるみたいだな』と言って笑った。そんな物珍しい目で見なくたっていいのに。はいそうです、私たちは避難民ですよ。でもね、もし会津に原発があってこんな風になってたらどうするんだ。誰が恥ずかしいなんて思うものか。」(傍点引用者) (金菱編、2012:320)

薄暗い夜道を、大きなビニール袋をかかえてあるく一群へ、通りがかりの人から投げかけられる物々しい視線。そのまなざしが、いやでも「避難民」としての自分の立場を思いおこさせる。では、「(避難民としての思いなど) わかってたまるか」という言葉は、これらの人たちに向けられたものだったのだろうか。

そうではないだろう。著者の真意を理解するためには、最後の一文の「会津」の部分に、私たちが住む町の町名をいれて、こう自分自身に問いかけてみればよい。「でもね、もし〇〇に原発があってこんな風になってたらどうするんだ」。

そう、「わかってたまるか」という言葉は、私たち読者一人ひとりに向けられた強烈なメッセージだったのだ。

だが、急いで、こう付け加えなくてはならない。このメッセージは、けっして、たんに感情にまかせて発せられたものではないのだと。むしろ、私がこれらの文章を長々と引用したのは、これが、原発災害によって人びとのあいだに生じた複雑な（重層的な）関係性にかんする優れた社会分析となりえているからである。

まずは、今回の事故の責任主体と自分たちとの関係性にたいする問いがある。それから、行政と自分たちとの関係性にかんする問いがある。そして、なによりも、災厄のまっただなかにいる自分自身への問いがある。また、家族と自分との関係性についての問いがある。最後に、避難民と避難民でない人たちとの関係性にかんする問いがある……。

しかしながら、この手記が私たちに突きつけている最も重たい事実というのは、原子力災害の被害者たちがこうむっているこれらの苦悩や、彼らの苦難にみちた体験が、私たちにほとんど伝わってきていないこと、すなわち、3・11を境に不条理な状況に追いこまれた彼らがあげている「わからない」という叫びの内実を、私たちが何一つ「わかっていない」という一点にほかなるまい。

一時帰宅のエピソードが明らかにするのは、まさに、彼らと私たちの関係性の間に横たわっている容易に埋めがたい認識の溝の存在である³。それを、リアルな筆致できわめて説得的に描きだしたという点において、この手記は、今回の原子力災害にかんする第一級のソシオグラフィ（社会記述）だといえることができる⁴。

3. 原発へ

じつは、前節で紹介した手記（脱稿は、2011年9月15日）が書かれたのとちょうど同じころ（正確には、2011年9月18日～19日）、私たちは、福井県の若狭湾沿いの原発立地地帯⁵を訪ねていた。

9月中旬といえば、原発事故は収束には程遠い状況にあり、いまだ予断を許さない状態がつづいていた。

そんなさなかに、なぜ、私は、あえて福井へと向かったのか。

突然？ そう、まさしく青天の霹靂のように、原発問題に直面させられた私自身、その当時、混乱のただなかに突きおとされていた。

そもそも、どうして、こんな取りかえしのつかない事態が生じてしまったのか。この社会は、いったい、どこで道をふみ誤ってきたのだろうか。振り返ってみれば、先見的なジャーナリストや研究者によって、何十年もまえから日本の原発政策にたいする警鐘がうち鳴らされてきていた。それなのに、私自身、社会学を専攻しておりながら、原発問題と向きあってこなかった。しかも、ここ十年ほどは、原発問題についてまともに考えた事さえなかったことに気がつき、愕然とさせられたものだった。

「原発の安全神話」を信じさせられてきたから、というだけでは言い訳にもならない。なぜなら、もんじゅのナトリウム漏れ火災事故（1995年）、JCOの臨界事故（1999年）は言うにおよばず、それ以外にも、わが国の原発においては稼働以来、細管の破断等による放射線漏れの大事故が多発していたのだから。むしろ、「原発の安全神話」という言葉が用いられた段階で、今日のような事故は、すでに私たちのなかに無意識のうちに予感されていたと

3 そうした認識の溝を埋めるうえで山下・開沼編（2012）は、重要な試みといえる。

4 従来の「エスノグラフィ」が、異文化を他者の視点から描きだそうとしてきたのにたいして、「ソシオグラフィ」は、当事者の視点を重視しつつ社会関係を描出・分析することをめざしている。詳しくは、三浦編（2006）を参照のこと。

5 わずか50キロほどの海岸線に、6ヶ所、15基の原発や原子力施設が集中しているために、俗に「原発銀座」と呼ばれる。原発の密集度では、国内随一であり、万一事故が起こった際には、「関西の水がめ」である琵琶湖への放射性物質汚染が懸念されている。

いっても過言ではなからう。

しかしながら、大事故が起こってみてはじめて明らかになったのは、「安全神話」が、「神話」ではなく「信念」の域にまでたっしてしまっていたこと。いや、それどころか「(日本の) 原発の安全性にたいする妄信」とさえいえる意識状態が、原子力研究者や国家の安全保安院や安全委員会、電力会社、原発立地自治体といったいわゆる「原子力村」の関係者の範囲をこえて、国民全体に広まっていたということだった⁶。

そんな危機的な状況下で、ともかく居ても立ってもいられなくなって、原発問題に向きあうためにとった私たちなりの選択肢の一つが、福井行きだった。したがって、なにか明確な目的があったというよりは、じっさいに現地に行って、原発を直に目にしたり(じつは、原発を生で見るのは、私はこれが初めてだったのです!)、原発立地地帯に住んでいる方々に直接お話をうかがうなかから、それぞれがなにがしかを感じとり、今後につなぐならかのきっかけが手に入れられればよい、といった程度の大雑把な目標しかなかったというのが正直なところ。

しかしながら、さらにもっとタイムスパンを長くとれば、すなわち、スリーマイル島の原発事故(1979年)からチェルノブイリの原発事故(1986年)にいたる、いまから30年ほどまえの時期までさかのぼると、事態はまったくべつの様相を呈していたことが思いだされるはずである。

じっさい、1980年代の前半、大学院のドクターコースへ進学し、「環境と差別」という観点から住民運動に興味をもっていった当時の私は、研究対象としてつぎの二つの選択肢のあいだで迷っていた。一つは、結局、今日までつづいていわばライフワークとなった屠場建設に反対する住民運動⁷、そして、もう一つが、原発建設に反対する住民運動だった。

屠場も原発も、どちらもいわゆる迷惑施設であり、さまざまな点で差別やタブーに縁どられた存在であるという点では共通している。しかしながら、前者が、きわめてローカルな問題であったのにたいして、後者は、国家的な規模の問題である点が大きく異なっていた。

結局、私が前者の問題へむけて研究の舵をきいたのは、ローカルな文脈において一見コンサバティブな住民運動が発揮する自律性に興味があったからなのだが、そうした選択をおこなうにあたっては、当時、原発問題は、社会的にもアカデミズムのなかでも、すでに充分な関心をあつめていたのにたいして、屠場問題の方は、まったくといってよいほど関心をもたれていなかったことが大きかった。(まあ、つまりは、私がへそ曲がりだったということなのだけだ)。

とはいえ、そのころの私は、環境問題全般に関心をもっていたこともあり、その後も原発問題に目を配るようにしていた。そして、ちょうどチェルノブイリの原発事故から数年がたち、日本のみならず世界的に反原発の機運がもっとも高まっていたころのことである。ある研究者から聞かされた話がどういうわけか耳の底にこびりつき、いまでも思いだすたびに複雑な感情がこみあげてくる。

その研究者は、原発問題に正面から取りくみ、ある調査をつうじて電力会社の企業秘密に類する情報をつかんでいるとのことだった。それを公にすれば、原発推進事業にたいして多大な支障をもたらすような、そんな情報なのだという。しかし、とその研究者はつづけたのだった。電力会社の方から、以下のように釘を刺されており、この情報だけではどうしても表にだすわけにはいかないのだ、と。

「〇〇先生、その情報を公表できるなら公表してごらん下さい。私たちの会社は、全勢力をあげて裁

6 それは端的に、被害の把握や情報伝達、避難指示、避難行動といった、原発事故にたいして事前に構築されていた対応策が、現実的にほとんど機能していなかった点に見てとれるだろう。

7 三浦編(2008)、三浦(2009)を参照のこと。

判に訴えますよ。そうしたら、もう、あなたはたった一人で対応に追われることになって、今後一切、ご自分の研究をする時間をもてなくなりますよ。それでもよいのなら、どうぞご自由に……」

この話を聞いたときには、とりたてて原発問題との関連というわけではなく、調査研究における情報源にたいする守秘義務と情報の公共性にかかわる一般的な調査倫理の問題として、深く考えさせられたものだった。

だが、大規模な原子力災害を経験した現時点から振り返ってみたとき、この話はもっとべつの重要な問題を提起しているように思われてきた。それは、端的に言って、「原発の安全神話」、いや、「原発の安全性への妄信」をこの国に蔓延させるにいたった権力側のカラクリにかかわる事柄である。

そして、それに関連して、もう一つ、是非ともここで述べておかなければならないことがある。それは、今回の東電福島第1原発の事故を予測させるような原発技術の不完全性にかんする研究や、原発と差別との結びつきを指摘する議論は、1990年代までにほぼ出揃っていたという点である⁸。にもかかわらず、原発事故が起こるまで、(いや、事故後においてさえ) 原発推進派が圧倒的なヘゲモニーをにぎるといふ事態がこの国でつづいていることについて、いったいどのように考えればよいのだろうか。

さて、とにもかくにも、このような問題関心を一方にもちながら、まずは、原発問題の当事者の人たちがおかれた状況と彼らの思いを理解するための第一歩を、福井への旅で踏み出すことにしよう。

4. 原発作業員用の「民宿村」にて

最初に向かった先は、福井県の最西端にあたる高浜町(人口1.1万人)。高浜町は、町の中心部から

6～7キロ圏内の内浦湾沿岸に、関西電力高浜原発(1～4号機、総電気出力340万kw)を有している。東隣は、同じく関西電力の大飯原発(1～4号機、総電気出力470万kw)を有する福井県おおい町、西隣は、京都府舞鶴市である。

私たちは、高浜原発から3キロメートルほどのところにあるA地区に住むSさんを訪ねた。A地区は、若狭湾に臨む85、6戸の集落。Sさんからの事前情報によれば⁹、とくにこれといった生業もなく、なんと、「むらのなかの8割以上が、原発関連の仕事に従事している」とのことだった。

ところで、原発を有する地方自治体においては、いずれも歳入の大きな部分を原発がらみの電源3法交付金や核燃料税等が占めている。その弊害として、自治体のなかに財政面で電力会社に大きく依存する体質が生みだされてしまったことは、しばしば指摘されてきたところである。

しかしながら、そうした電力会社との依存関係は、けっして県や市や町といった自治体レベルにとどまらない。このA地区のように、個々の集落や各世帯の家計のレベルにおいても、それぞれの生業のあり様をつうじて電力会社とのあいだに強い経済的結びつきが形成されてきているのである。私たちはこうした点にたいして、もっと注意をはらっていく必要があるだろう。というのも、脱原発による経済的打撃をまっさきに蒙るのは、こうした原発関連の仕事に従事している人たちだからである。

今回、お話をうかがうSさんは、高浜町内の小学校で長年教員をし、校長を退職後は、町議会議員を二期務めた経験をお持ちの方である。この夜、私たちは、JR小浜線若狭本郷駅に併設されたコミュニティ施設の一室を借りて、3時間近くにわたってA地区の現状について聞いた。

じつはその日の昼間に、私たちはA地区を訪れ

8 前者については、高橋・天笠・西尾(2012)、石橋(2012)、後者については、樋口(1981=2011、1987=2011)、八木(1989=2011)、加藤(1993)、清水(1994)を参照のこと。

9 Sさんには、三週間前に開催された全国大学人権教育交流会の講演会・シンポジウム「大学における人権教育の、これまでとこれから ― 受け継いでいくこと、共有しあうこと ―」(2011年8月27日、於関西学院大学大阪梅田キャンパス)で登壇していただいていた(演題は、「福井県の原子力発電と被差別部落」)。

ていた。集落のなかの入り組んだ道をそぞろに歩いてみて、すぐにも気づかされたこと。それは、民宿や旅館の多さである。せまい集落のなかに、「民宿〇〇」「〇〇旅館」といった看板が林立している光景は、壮観を通りこして、どこか異様である。たしかに、途中の集落でもぼつぼつと民宿をみかけたけれど、これほど目立って民宿が集中している箇所はこの近隣にはなかった。

Sさんによると、A地区で現在、民宿を営んでいるのは28軒ほど。じつに、3軒に1軒の割合になる。そのうち、一般の海水浴客を泊めているところは2軒のみ（ただ、それも夏季だけのことで、シーズンオフには原発関係者を宿泊させる）。それ以外の民宿は、すべてが電力会社の社員や原発で働く作業員の人たちの宿泊用に特化しているということだった。

だが、それだけではない。じつは、A地区からも、数多くの住民が原発に働きに行っている。たとえば、妻が原発作業員用の民宿を切り盛りし、夫が原発で作業員として働く、といったケースも、けっして珍しいことではないらしい。

ところで、「原発での仕事」といったとき、皆さんはどんな仕事内容を思いうかべるだろうか。じつは、私自身、原発の内部といえば、コンピューターやモニター等の機械類が整然と並んだ中央制御室の風景しか思いえがけなかった。だから、このとき私は、「A地区の皆さんが原発内で行っている仕事って、いったいどんな仕事なんですか？」といったなんとも素朴な疑問をSさんに投げかけていた。

原発施設には、発電や冷却のために水や蒸気を流通させるための大小の配管が無数に張りめぐらされている。したがって、そこでの主要な仕事というのは、配管類の取り付け、つけ替え、補修等々といったものになるらしい。

Sさんによれば、この地区内にも、配管のパイプ類の加工業者が3～4軒はあるという。だが、そうした業者やそこに雇われた配管工・溶接工等の、専門技術を持った人たちによって担われる仕事のほかにも、機械類や構内を清掃したり、取水口に詰

まったクラゲを取ったり、放射性物質によって汚染された機材を解体したうえでドラム缶に詰めて処理する等々の、多種多様な仕事が原発内にはあるという。

そんな話をうかがってから、私たちはSさんに、原発で働いている人たちに、その体験を直接聞かせてもらうことはできないだろうか、という願いをした（今回の旅の主要な目的の一つがこの点にあったことは、すでに述べた）。このA地区から、それだけ多くの人が働きに行っているなら、なかには話をしてもよいという人がいるだろう、といった希望的観測がそこにはあった。しかし、いまからすると、それは甘い考えだった。そのときのSさんと私たちとのあいだで交わされた、ピンと張りつめたやり取りを、以下に引用する。

*（聞き手）： そういう（原発内で）仕事してる人に、話を聞くことは可能ですかねえ。

S： わしも、いろいろ当たってみたけど、やっぱりなあ。（人前に）出にくいちゅうんや。

*： そんなに（原発での労働に）批判的になっていう意味じゃなくて、現に、じっさいに何をやっているかっていうのみを聞くっていうことでね。いい悪いなんてこと、僕らはもう（追及しない）……

S： それがああ、関電関係、やっぱ、そういうことにもものすごく神経つかう。もう、すぐ、（だれが洩らしたという）情報はいってくる。その人が排除される場合があるんよ、これは。それやっぱ、恐れる。ほんまはなあ、A地区の民宿で（こういう会合を）やって、そこで来てもらうて、いろいろ（聞いてもらうのが）一番ベターやけども、じっさいはむつかしい。（今日のように）場所をとるにしても、ちょっと神経つかうもん。私も、そういうの聞いてほしいと思うんでよ。じっさい、わしも又聞きで話しよってもしゃあないからな。彼らは彼らなりに、いろんな思いありながら仕事しとるんやから。じっさいに、話きくと、やっぱ仕事そのもので

も、ええかげんなどこあるんや。やっどる者、本人が言うんやからな。わしらはしっかりやっどると、余所の人らええかげん、そんなもんでやったら、なんともないんかな (っていうような)、そういう話もあるでの。けども、それをこうしゃべると、ほらあ、どこでどう、な、漏れるかわからんで。集まっただけでも、おかしくなってくる。(その場でしゃべるのはもちろん、その場に出てくるだけでも) 本人にしてみたら勇気があるでな (笑)。

* : 高浜原発とはわからない形で、一般の原発でこんな仕事があるよ、っていうようなかたちでしか、僕らも当然、聞かないですし……

S : (原発への) 反対賛成関係なしに、じっさい、こういう仕事があるって聞く。そうやけれども、そこから見るとそうは見えないのやな、それはな。おまえ、なにしに行っとんや、おまえらなんやったんやて、こう言われて。会社の方も神経つかう、(下) 請けの会社が、その働いとる人の会社が。そうすると、(下請けの) 会社がまたやられるやろう。おまえんとこの働いとるの、こんなとこ行っとったいうて、ちょっと、なあ。会社自体がな、シャットアウトされて(下請けの契約を切られて)、皆、被害受ける。

* : ここまで、自分のやっている仕事を人に語れない仕事っていうのは……

S : 一番困る。

S さんの苦渋にみちた返答は、私にとって衝撃だった。原発での仕事内容が、今日においてさえ、ここまで口外しにくいものだったとは……。

しかし、作業員の紹介は断られたとはいえ、よくよく上記の対話を読みかえしてみると、S さんは、「(当事者は) 語りたがらない」と語りながら、多くの示唆にみちた事実を、私たちに洩らしてくれていたことに気づかないだろうか。その一つは、下請け、孫請けといった雇用形態が、作業員にたいして自由な発言を封じるような環境を生みだしてしまっていること (「会社自体がな、シャットアウトされて、

皆、被害受ける」)。もう一つは、原発内での作業そのもののなかに、どうも、じっさいに口外されると問題になるような内容のものがあるらしいこと、である。

では、ここで言われている、「仕事そのものでも、ええかげん」「そんなもんでやったら、なんともないんかな」とは、いったい、原発内での作業におけるどのような事態をさしているのだろうか。

そこで次節では、現在進行中の、ある原発労働裁判に注目することによって、A 地区の人たちの「ためらい」や「沈黙」の背景にあるものにせまっていきたい。

5. 原発労働の本質と労災不支給問題

(1) ある労災裁判から

「私は5人グループでしたから、3人2人に分かれて、配管とボードづめとか、いろいろ雑用があるんですが、結局、それを3時までなら3時、4時までなら4時と、時間が決まるとるんですよ。だから、そのあいだにやっちゃまわならないから、もう、(原子炉内に) はいったとたんに、アラーム、その写真にでてますけど、いわゆる (放射線の) 携帯感知器ですね、あれが、80から100 (引用者註単位はミリレムとすると、0.8から1ミリシーベルト/時) んなると、ピッと鳴るわけです。そのピーッと警報音が鳴ったら、(仕事を) 止めないけないんですよ。そして、(規則では) その音が、静かに、おちついたところに、再度、仕事するというけども、(現実には) そういう状態やないんです。それが、30人もピーッと鳴ったら、仕事どころの話じゃないんですね、ピーピー、ピーピー、ピーピーと鳴って。だから、それを全部はずして集めて、一番あの上、拡散濃度が低いところがあるんです。そこに、一人、ご年配の方に預けてもってもらわね。『おいちゃん、これちょっともってよ』 (と、言って)。(待機しているだけのその年配の人と、作業をする自分たちとは) 一緒ですよ、(労働の) 単価。で、(年配の人は) 喜んですわとる。それで、ある程度仕

事がおわったら、それを（かえして）もらって。だから、帰りに、一人ずつ、そんなして、配っていきますから、あすこに、放射能管理体制（管理区域立ち入りカードや放射線管理手帳）にでとる数字は、全部、だいたい同じなんです。わかりますか、特筆したやつ（特別に高い被曝の数値）は、ほとんどでてない。それが、ずーっと中央登録センター（放射線影響協会内におかれた放射線従業者中央登録センターのこと）に記録されます。それを、そのまんま、出典にして、（労災の不支給を決定した検討委員会の審査では）『あなたは、（被曝線量が）低い』とか、『概算が8.6ミリシーベルトやから、内部被曝はない』と、いうようなことやったけど、さっき見せた、長崎大学病院での分析（後出 註15参照）で、ああいう数字が出ましたが、大学の方では『8.6ミリシーベルトでは、ああいう、数字は出ない』（と言っている）。そこでいま、厚労省と、（労災認定の件で）摩擦がある、こういう状態です。』

2012年の2月中旬、福岡地方裁判所にたいして、原発労災（正確には、労働者災害補償保険）給付不支給処分を取り消しをもとめる提訴がなされた。この訴訟の原告の名は、梅田隆亮（りゅうすけ）さん¹⁰。この節の冒頭にあげた証言の主である。

「私は一介の作業員ですから……」というのが梅田さんの口癖だが、労災裁判については素人の私の目からしても、この梅田さんの裁判はきわめて特異なものに思われる。

一つは、労災が生じたとされる炉内定期点検作業がおこなわれたのが、いまから34年前の1979年。ところが、労災が申請されたのは、それから30年近くたったあとの、2008年になってからだという

点。

もう一つは、そのさい、原発による被曝が原因として労災の申請理由にあげられた疾病が、原発で作業をおこなってから20年後の2000年に発症した心筋梗塞であったという点である。

おそらく、常識的に考えれば、原発での作業から間をおかずに発症した、より放射線被曝を原因として特定しやすい疾病（たとえば、急性放射線症）によって労災を申請するのがスジだろう。じっさい、梅田さんは、1979年の3月に一週間ほど中国電力島根原発、さらに5月中旬から一ヵ月、日本原子力発電敦賀原発において定検作業に従事したのちに、北九州市の自宅へもどってきてすぐ、腹痛、全身倦怠感、脱力感、吐き気、めまい、耳鳴り、鼻血といった症状におそわれている。

長年の肉体労働で体をきたえ、人一倍健康に自信のあった梅田さんは、あまりの体調の急変に戸惑いをおぼえ、複数の病院を受診する。そのときのことを、彼はこう述べている。

「脱力感がして、三日間ぐらい、ま、便所に這うていくぐらいな状態があって、これがまた、悲しいかな、治るんですね、三日ぐらいしたら、ぼろっと治るんです。それで、一般の開業医にいても原因がわからない。病院にいくと、C型肝炎じゃないかということで検査をうける。一週間入院したこともあります。なーんにもないですよ。だから、結局、開業医もわからん」

そんなおり、原発労働者の実態をしらべていた新聞記者の仲介で、同年7月に、長崎大学病院でホールボディカウンター測定検査を受け、放射性物質で

10 本節における梅田さんにかんする記述は、注記した箇所以外は、福岡地裁に提出された『意見陳述書』（2012年5月9日付）、および全国大学人権教育交流会の講演会「原子力発電所問題について考える — 原発労働の現場から —」（2012年5月20日、於関西学院大学大阪梅田キャンパス）における梅田さんの講演（「原発被曝人生：私が労災申請をした理由と提訴への決意」）の内容にもとづいている。なお、梅田さんの講演要旨と『意見陳述書』は、上記講演会で登壇いただいた木村公一さん（福岡国際教会牧師）の講演録（『禁断の木の実』としての核エネルギー — 被曝下請け労働者の現場から）とともに、全国大学人権教育交流会から発行された冊子（講演録）に掲載されている（詳細は、事務局の関西学院大学人権教育研究室まで問い合わせのこと）。

被曝していることが判明する。じつはその時点で、梅田さんは、労災申請を考えたという。しかし、それからというもの、不可解な出来事があいついだ。自宅に見知らぬ男が「労災の件」で面会をもとめてくる。また、「労災申請など馬鹿なことは考えるな」「お前には中学生の子どもがいるだろ」といった脅しの電話や頻繁な無言電話がかかってくる。家族に危害がおよぶことを恐れた梅田さんは、結局、労災申請を断念している。

「このとき勇気を出して労災申請をしていればと今でも後悔しています」と梅田さんは裁判の『意見陳述書』で述べているが、原発労働をめぐるこのようなドス黒い背景を垣間見たことが、今回の提訴への動機の一つであるのはまちがいなからう。

(2) 杜撰な放射線管理と「被曝隠し」

だが、私の見るところ、提訴の真の動機は、労災を勝ちとることよりも、むしろ、裁判の過程をつうじて、原発労働の本質を白日のもとにさらすことにこそあるように思われる。

その第1点目としては、最初の証言にみたような放射線管理の杜撰さである。つい先だって、東電福島第1原発で、線量計を鉛カバーで覆って働かせ

た被曝隠しが発覚して問題となったことは、記憶にあたらしい¹¹。しかしながら、線量計にかんする(上記の梅田さんの証言にあるような)「預け」や(東電で問題化した)「鳴き殺し」が、じつは、30年以上前から現場でなされていることは、ジャーナリストによって指摘されていた¹²。にもかかわらず、そのことを原発労働者が、(梅田さんのように)みずから証言することはほとんどなかった。なぜだろうか。

そこで、第2点目としてあげるべきなのは、放射線従業者には、法定線量(年間50ミリシーベルト)が定められており、法定線量を超えると被曝労働を続けられなくなるという点である。とりわけ、下請け作業員の場合、法定線量をこえてしまうと、即、雇い止めの危機に直面させられる(註11参照)。したがって、原発労働者は、人から言われずとも自主的に(つまりは、仕事上の「工夫」として)「預け」や「鳴き殺し」をおこなったり、線量計の数値を低めに申告したりするようになっていく。このような労働のあり方について、『原発ジブシー』の著者である堀江邦夫は、「作業量ではなく、放射線を浴びることがノルマになっている」と的確に表現し(堀江、1979=2011:317)、梅田さんは、「原発労働者が部品のように使い捨てにされてきた」と、さらに直

11 この点については、以下のような新聞報道が参考になる。「(前略)鉛カバーを使った被曝隠しが発覚した当初、東電には特殊ケースとして片付ける空気が強く、再発防止への動きは鈍かった。ところが8月に入り、東電社員と下請け作業員ら計3人がAPD(線量計)をつけずに働いたことが相次いで発覚。保安院や厚生労働省から再発防止を迫られ、『対策が遅れていた面がある』と方向転換を余儀なくされた。しかし、(中略)作業現場では下請け会社ごとに少人数のグループで働くことが多く、口裏を合わせられたら簡単には見抜けない。(中略)新たに被曝線量のデータチェックも始めるが、これもグループ全体で不正をすれば『検出は難しい』(東電)という。監視強化だけでは、被曝隠しは完全には防げないのが実態だ。背景には、作業員の不安定な雇用環境がある。法令や大手企業が定める年間被曝線量の上限を超えた場合、東電や大手企業の社員はほかの職場に回してもらえるが、数か月の短期雇用の下請け作業員たちは、補償もなく、雇止めにされる恐れがある。厚労省や保安院も被曝隠しの技術的な防止策を東電に求める一方、雇用の安定化までは踏み込んでいない。雇用のしくみを見直さない限り、監視の目をくぐって被曝隠しに走る作業員は出てくる。」(傍点引用者)「被曝隠し 根絶に壁」『朝日新聞』大阪本社版、2012年8月14日付

12 たとえば、福島原発について、次のような報告がある。「木村さん(仮名)が『IHI』(石川島播磨重工)の下請け労働者として福島原発で働いていたときのことだ。そこの労働者たちは、現場に着くとポケット線量計やアラーム・メーターなどをゴム手袋に詰め、それをバリア(木製の箱)の下に隠してから作業にとりかかっていた。五〇ミリレム(引用者註 50ミリレム=0.5ミリシーベルト)のアラーム・メーターが一〇分で“バンク”するような高線量エリアで、一時間から二時間の作業。それでいて、ポケット線量計の報告は、二〇～五〇ミリレム程度にしておいたという」(堀江、1979=2011:225)

截的に述べている。

(3) 危険労働の必要性

だが、それにしても、原発において、杜撰な放射線管理や原発労働者を巻きこんだ被曝隠しが、なぜ、ここまで横行してきていたのだろうか。それは、第3点目として、そもそも原発というものが、今日の技術水準からして、その「安全な」稼働のために高放射線下での（人間による）危険労働を不可欠とするという点から説明することができる。

たとえば、『原発被曝日記』の著者であり、原子力技術者である森江信は、敦賀や福島の高圧型原発における圧力容器そばのドライウェル（格納容器）内の配管取り換え作業について、次のように書いている。

「フラスコ型のドライウェルの中は、圧力容器から出るいくつもの配管が縦横に走っている。主蒸気系、給水系、再循環系、浄化系、緊急炉心冷却系の各種配管のほかに計装用配管や空調用のダクトなどもあり、労働者はそれをぬうようにして移動する。垂直はしごを上がった上の方では、すれ違うことさえできない場所もある。このような狭い場所での作業を設計者は予想していなかったのだろうが、やっかいな問題が起きてしまった。いわゆる『応力腐食割れ』という現象で、応力のかかった配管にヒビが入り、最悪の場合は、破断してしまうというのだ。アメリカで配管のヒビが発見された後、日本でも次々と発見され、修理や予防対策のためほとんどの原発で運転停止や定検の延長がなされた。

工事は、問題のステンレス配管を炭素鋼にとりかえるという方法が多くとられた。（中略）圧力容器に直結する配管を切断するためには圧力容器周囲の厚い遮蔽体を除かねばならず、作業場の線量率は急激に上昇する。部分的には数レントゲン／時から十レントゲン／時ほどにもなることがあり、作業時間は極端に制限される。ふつう労働者の一日の被曝線量は百ミリレム（引用者註 1 ミリシーベルト）

以内で管理されている。これは自然放射線により年間に被曝する線量とほぼ同じである。これから逆算すると、一レントゲン／時の線量率の環境では六分間、十レントゲン／時の場所では三十六秒間しか作業できないことになる。線源から体を離せば被曝は減るが、狭い場所のうまわりじゅう線源だらけとあってはそのような努力は馬鹿らしくなる。しかもうす暗い明かりを頼りにしての作業は遅々として進まない。

一日の制限いっぱいまで被曝した労働者は『死んだ』と言われる。たとえ数分間の作業でも、限度まで被曝してしまえば使いものにならない。労働者のことを『兵隊』と呼ぶ現場監督もいる。高線量下の作業は労働者の数で決まる。次々と『死ん』でいく労働者は、さしずめ特攻兵士と呼ぶべきだろうか。（後略）」（傍点引用者）（森江、1979=2012:48）

これは、原発の「安全」稼働のために、作業現場で労働者がどのように使い捨てられていくかを技術者の視点からとらえたすさまじい描写である。だが、こうした記述だけでは、まだまだ、原発労働を外側から理解したことにしかならない。その点で、つぎのような梅田さんの体験談は、原発の定期点検において遭遇した危険労働の現場を、労働者の視点からとらえた貴重な証言である。

「（原子炉の写真を見せながら）これは、難しい理論的な話じゃないで。なまで、あのなかに這いずり回って、工事にはいる話だから。放射能の一番高いところは、ここなんです。ここに三本、炉心棒があります。これを、のけるんです。もう、悪くなったら。十三か月、これは、まわっとるわけです、炉心棒ね。（タービンに送る熱を冷やす）これはずして、あたらしいやつに付け直す、ここは、ものすごい（放射線量）。だから、この近所が、みんな、管理区域です。（中略）（左右に突起の出たマスクと防護服姿の写真を見せながら）こういう格好で作業をするんですよね。これ、全面マスクで、これ、ここ、40秒ぐらいしか酸素が正常に入ってこないんですよ、

はい。だから、ここを、ポンとはずしたら、スキューバーダイビングしとると同じようで、はずれても、ここ（外）から見えないんですね、きちんと装備しとるようにしか。だから、これを（作業中に）はずして（正常に）酸素が入ってくるちゅうことは、完全に内部被曝、多いか少ないか、みんなやっとなことなんです。いまでも、これ、やっています。これが赤（の防護服）ですね、一番、あのう、（放射線量）濃度の高いとこです。これ（着たまま）一分ききませんよ。この中は、汗が滝のようにここにたまりますから、外にはでないですね、特殊な樹脂で。だから、これを着るだけでも重装備です。こんななかで、立派に、外から見たら完全に装備しとるといふけど、これで一日動いたら（笑）、動けるといふ人は一人もいません。」¹³

こんな梅田さんの話を思いおこしながら、ふと思った。さきに私は、線量計の「預け」や「鳴き殺し」が労働者によって自主的に行われる理由を、雇止めを回避するため、というふうに解釈したけれども、それ以外にも理由があったのではないだろうか、と。

たとえば、堀江は、このような高線量下での労働を、「一日の実働時間がわずか一時間程度で、あとは事務所でブラブラしている毎日」と書き（堀江、1979=2011:301）、森江は、「高線量率の場所で、ひと風呂あびるような気持で作業してしまえば、あとは一日ゴロゴロしていればよい。ここでは労働の意味が失われたぶんだけ、確実に労働の頹廢がはじまっている」（森江、1979=2012:48）と書いている。

しかしながら、梅田さんたちは、線量計を「預け」たり、マスクを外したりすることによって、（法定線量によって定められた）本来のノルマ以上の（危

険）労働を長時間にわたっておこなってしまっていたのではないか。むしろ、そうした行為は、梅田さんが『意見陳述書』で主張しているような、一方での、電力会社による放射線にかんする安全教育の不在という放射線の危険性についての情報不足と、他方での、「（アラームメーターの）警報が鳴る度に作業を中断しては仕事になりません」とか「ただこの場（炉心部）から早く立ち去りたい一心で作業ノルマをこなしていました。しかし、体力に自信のあった私でもその息苦しさに長時間耐えることはできず、マスクを外して作業せざるを得ませんでした」といふような、（森江の言う「労働の頹廢」の対極にあるような）労働条件の過酷さとそれに対して発揮されるある種の職人魂とが結びつくことによってなされた行為であったように思われてならない。

(4) 労災不支給の構造

さて、最後に、第4点目としては、第1点目から第3点目までの要因が重なることによって、一番危険な労働をしている人が労災を受給できないという構造が作りだされている点をあげることができる。これも、梅田さんの場合にもとづいてみてみよう。

梅田さんが、松江の島根労働基準監督署へ労災申請をおこなったのは2008年のこと。しかし2010年に、労働基準監督署から労災不支給という通知がもたらされる。この間の経緯については、以下のような新聞報道がある。

「梅田さんの申請を受け、厚生労働省は専門家と交え5回にわたって検討。梅田さんが両原発で身に

13 こうした原子炉直下での作業について、森江も、以下のように書いている。「この一連の作業は、現場が高線量率であることと慎重を要することから、多数の労働者が投入される。この作業がはじまると、ドライウェル入口に設けたバリヤの中は労働者でいっぱいになる。ビニールスーツを頭からかぶり全面マスクをつけてシールすると、呼吸は苦しく汗が流れ出る。能率は通常作業の三分の一だろう。シールが悪いとそこから放射能が入り込み、内部被曝の原因になる。作業中に息苦しくなって全面マスクをはずしてしまう労働者もあり、これら炉心関係の労働者の体内放射能は通常より高くなっている」（森江、1979=2012:47）

着けていた線量計の記録から、外部被ばく線量が8.6ミリシーベルトだったと指摘。『100ミリシーベルトを下回る放射線量による影響に非がん疾患を含めない』とする国際学術組織の勧告を引用し、申請を退けた。(中略)厚労省によると、原発関連施設で被ばくした労働者で労災認定されたのは76～08年度に10人。8人目までは白血病と急性放射線症だったが、04～08年に多発性骨髄腫と悪性リンパ腫が認定され、二つの疾病は労災対象リストに加えられた。(傍点引用者)¹⁴

この記事から、労災不支給処分がなされた根拠が、①外部被曝線量の数値の低さ、②国際学術組織の勧告内容等によっていたことがわかる。

まず、①の外部被曝線量の数値が、今回の裁判で重要な争点になることはまちがいない。なぜなら、「8.6ミリシーベルト」という認定値自体が、これまでみたような労働実態や放射線管理の実態からして信頼性のないものであるという申し立てを原告側がおこなっているからである¹⁵。

それにたいして、厚労省は、当時の作業環境などにかんする追加調査の要請を受けつけず、あくまで線量計に記録された数値こそが正確な被曝線量であるという立場をくずそうとしていない。こうした立場を長年にわたって厚労省が堅持してきたことの社会的影響は、あまりにも明らかである。すなわち、高線量下の劣悪な労働環境において発生した「被曝隠し」の存在を認めず、放置し続けてきた厚労省の立場そのものが、危険労働に従事する原発労働者が労災を受給する権利を著しく狭めてきたこ

と、これである。

それにしても、厚労省は、なぜ、頑として「被曝隠し」の実態を認めようとししないのだろうか。じつは、この点にこそ、「原発の安全神話」、さらには、「原発の安全性への妄信」が維持されたメカニズムの一端がみとれるように思う。

というのも、もしも、「被曝隠し」の存在を認めたら、これまでのような杜撰な放射線管理を根本的に見直さなければならず、ひいては、「原発の安全神話」をささえていた「放射線管理の万全性」や「原発労働の安全性」といったもう一つの神話が崩壊しかねないからである。じっさい、40～50万人にのぼるといわれる被曝労働者のうち、労災認定を受けた事例がたった10例しかないこと¹⁶、言い換えれば、厚労省や電力会社が総力をあげて労災認定を制限してきたことが、これらの神話を強化することに役立っていたことはまちがいない¹⁷。

(5) 科学的な知識と権威の動員

ところで、こうした「放射線管理の万全神話」や「原発労働の安全神話」を根拠づけるうえで自然科学的な知識と権威が総動員されてきたことは周知のとおりである。

たとえば、②にいわれている国際学術組織とは、国際放射線防護委員会(ICRP)のことであり、このICRPの2007年勧告(「100ミリシーベルトを下回る放射線量による影響に非がん疾患を含めない」)が、労災不支給の一つの根拠とされていた。たしかに、ICRPは、放射線管理にかんして国際的

14 「労災おりぬ原発労働者」毎日新聞西部本社版、2010年9月16日付

15 じっさい、原告の側には、長崎大より、30年前に測定したホールボディカウンターのデータをもとに内部被曝にかんする新たな解析結果(コバルト57・58・60、マンガン54、セシウム137など、通常では人体から検出されない放射性核種を検出)が2008年にもたらされている。その測定結果とともに、梅田さんを診察した長崎大医学部国際ヒバクシャ医療センターの医師による「…当時、悪心、全身倦怠感、易出血性などの症状があり、病院の検査で白血球減少を指摘されており、急性放射線症候群に近い被曝があった可能性は否定できない。心筋梗塞の発症は、(諸要因に加え)1979年当時の被曝が関与している可能性は否定できない」といった主旨の所見、意見書をそえて、2008年、松江の島根労働基準監督署へ労災申請がおこなわれた。

16 しかも、そのうちの3例は、JCOの臨界事故にかんするものである。

17 原発労災認定訴訟の記録としては、岩佐裁判の記録編集委員会編(1988)、嶋橋(1999)がある。

な「権威」である。しかしながら、わが国における「放射線管理の万全神話」の確立にその「権威」が大きくかかわっていたとしたらどうだろう¹⁸。

というのも、欧州放射線リスク委員会 (ECRR) は、2010年勧告において、つぎのようにICRPとはまったく異なった科学的見解を表明しているからである。

「ICRPは、確定的影響と確率的影響との区別を論じているが、その確定的影響は低線量には存在せず、ガンや遺伝的影響以外の確率的影響はないことを仮定してのことである。したがってICRPは、確率的影響の範囲においては、被ばくの主要な結果としてはガンにその関心を集中させている。(中略)本委員会は、放射線被ばくの唯一の確率的影響がガンであると想定しているところについてはICRPに従わない。成人の心臓病、幼児死亡や胎児死亡を含む、非ガンの結果に及ぼす放射線の一般的な効果に、本委員会は関心を向ける。(中略)この2010年の報告において、本委員会は1Sv当たり0.05の心臓病に対する固有のリスク因子も含めた。これは、放射線療法、核実験の放射性降下物、チェルノブイリで被ばくした人々の心臓病の増加したリスクに基づいている。」(傍点引用者)(欧州放射線リスク委員会 (ECRR) 編、2011:117-119)¹⁹

もちろん、ICRPとECRRのどちらの見解が科学的に見て正しいかにかんする判断をくだすのがここでの目的ではない。重要なのは、これらの相反する見解を、労災認定の場において、どのように参照するのが社会的に見て妥当であるかという点である。

まず、指摘できるのは、原発労働者の多様な健康被害にたいする低線量被曝の影響が争点化されている現況下において、主として参照されているのが、低線量の確定的影響や非ガンの確率的影響を仮定に組み込んでいない研究だというのは、あまりにも説得性に欠けるということである。

それだけでなく、このような参照の仕方を行うことが、結果として、労災の申し立て理由となる疾病の範囲を限定する(したがって、ここでも労働者の労災申請/受給の権利が狭められる)とともに、「放射線管理の万全神話」を延命させることに貢献していると言わざるを得まい。

以上、見てきたように、原発労働者が、労災を申請したくてもできない、そして、たとえ申請してもなかなか認定されないという事情の背景には、複数の要因が構造的に存在していることがわかる。このような「私たちが、ある種の関係性のなかにおかれると、個々人のなかの偏見や差別意識の有無とは無関係に、差別に加担させられたり、差別を引き起こしてしまうことがある」という側面に着目することによって、こうした現象を私は構造的差別と呼んでいる²⁰。

(6) 組織的な「事故隠し」と「労災隠し」

だが、じつは、さらに露骨な「事故隠し」や「労災隠し」が横行しているというのが、労働者のあいだでは半ば公然の秘密となっている。

たとえば、梅田さんも、私たちにこんなことを述べていた。

「たまに、腹が痛い、風邪ひいた、こういうこと

18 この点については、中川保雄(2011)、矢ヶ崎・守田(2012)を参照のこと。

19 なお、ゴールド, J. M. とゴールドマン, B. A. も、同様な観点から、「低線量放射線の健康への影響に関する研究の大部分」が、「広島と長崎の体験によるものであり、高線量放射線被曝による癌死数から論理的に引き出され」たものであった点を批判して、そうした「論理的推論ではなく」、「統計学者がする」ような方法をとることにより、「原子力施設や核兵器施設から低線量放射線の漏洩が起きると、その後によって多数の『過剰死亡』が確認された」と述べている(1990=2008:2)。

20 詳しくは、三浦編(2006)、三浦(2009)を参照のこと。

が（作業員の）宿舎のなかで発生すると、隣が病院ですけど、そこに行かれない。全部、電力会社の指定した病院じゃないと、（受診）できない。それがちょっと不思議やったですね。」

また、先のSさんも、つぎのように語っている。

「原発の作業員ちゅうのは、もう、月に一回必ず定期検診をうけるでしょ、病院で。だから、そのときに、正確に（検診結果を）出してるかどうか、なんとも言えない、それは。〇〇病院言うのが主にうけるでしょ、〇〇病院の医師そのものがやで、それに専門家がおるかという、そうでもない。もう、とくにああいう、地方の病院では、医者はしょっちゅう代わってきますやろ。専門、放射能とか専門の医者はまったくいない。だけ、関電が、こういう数値調べてくれと、いう項目しか調べないいうことやと思うんですよ、僕は。だから結局、それで高血圧になったとか、そういうデータは出さんと思うんよ、それは。みずから出す必要もない（笑）。関電指定の病院ですから、ね、なかなか出ませんわ。」

そして、以下は、ジャーナリストの堀江邦夫が、実際に原発内で作業中に肋骨を骨折する事故にあったときのエピソードである。

「病院にむかう車のなかで、（下請け会社の）安全責任者は『治療の件だけど……』と、つぎのようなことを話し始めた。『労災扱いにすると、労働基準監督署の立ち入り調査があるでしょ。そうすると東電に事故のあったことがバレてしまうんですよ。……ちょっとマズいんだよ。それで、まあ、治療費は全額会社で負担するし、休養中の日当も面倒みます。……だから、それで勘弁してもらいたいんですけど、ねえ』

そして彼は、二、三年ほど前に福島原発内で酸欠

事故が発生し、『そのときには新聞にジャンジャン書き立てられて、そりゃあ大変でしたよ』とつけ加えた。

なぜ彼がこの例を引き合いに出したかは、明らかだ。もしあんたが労災でなければいやだと言い張ったなら、事故が公になり、東電に迷惑をかけることになる。そうなれば、会社に仕事まわってこなくなり、最終的には、あんた自身が仕事にアブレることになるんだぜ——ということを暗にほのめかしているのだ。」（堀江、1979=2011:203-204）

「原発労働の安全神話」が「神話」であるにもかかわらず、維持され続けてきたのには、さらに、このような背景もあったのである。

6. 科学のフラジリティと〈わかりえぬもの〉

—— 結びに代えて

「これまで積み上げてきた理論が、ガラガラと崩れていく気がした」

これは、ある地震学者が、東日本大震災の発生をまったく予測できなかったことについてもらった述懐である²¹。とりわけ、日本の地震学が、「原子力発電所の安全に、お墨付きを与える役を担ってきた」²²ことを考えあわせれば、これはたんに、一研究分野に固有の問題としてすませるわけにはいかないだろう。

ともかく、私たちは、東日本大震災と原発事故をへて、これまで科学の「権威」によって信じさせられていた事柄のなかにもまちがったものがあること、そしてさらに、その科学によっても〈わかりえぬもの〉が膨大に存在していることを思いしらされた。

その意味で、科学がいかに脆弱なものであるかを、私たちは、この目で、この体で、実感したのではなかったか。

21 「大地に聞く 2 理論はガラガラ崩れた」朝日新聞大阪本社版 2012 年 10 月 31 日付

22 「揺らぐ地震学 1 『専門外』原発にお墨付き」朝日新聞大阪本社版 2011 年 10 月 17 日付

そして私には、この科学という存在に内在する脆弱性（フラジリティ）を認めようとしないうる思考こそが、じつは、「原発の安全神話」の成立に大きく関わっていたように思われてならない。

どうということか。

その点を明らかにするためには、3・11をへたのちにも、「理論がガラガラ崩れる」どころか、科学に内在するフラジリティに気づくことなく、低線量被曝の問題を「哲学」としてあっさり切り捨て、そのうえで科学への信頼を熱く語っているつぎのような放射線科医の主張を引用するのが手っとり早かろう。

「低い線量の被曝について、広島・長崎のデータに基づいて、しきい値があるのかないのかをずっと論争しています。しかし、疫学としても、データ数が足りませんから、わかりません。わからないのでどう考えるか、低線量被曝でも、線量と発がんの関係が比例する（直線関係）を想定するというのが、さきほどの『直線しきい値なし仮説』です。しかし、データによって関係を実証することのできない、低線量被曝の人体影響は、科学ではなく、リスク管理上の『哲学』であります。要は、人体に影響が出ると実証できる範囲が科学なのですが、しかしそれが不可能な範囲について規範を持ち出そうとするのは哲学です。（中略）この科学と哲学の混同が問題で、多くの学者が二〇ミリシーベルトといった低線量被曝の危険性を、あたかもデータが存在するかのように語っています。しかし、それは本来言えないことなのです。」（傍点引用者）（中川恵一、2012:40）

この言説が、「原発の安全神話」と相同的なのは、第1に、〈わかりえぬもの〉を極力、科学的な思考の範囲内から取り除こうとする、病的ともいえる

ほどの潔癖さにおいてであり、第2には、〈わかりえぬもの〉を暗示させるデータの存在をことごとく否定しようとする頑強な意志においてである。

こうした主張を表明した医師の意図がどこにあるかとはべつに²³、結果として、上記のような言説が、前節でみた労災不支給という厚労省の決定に根拠づけを与えるのみならず、原発における杜撰な放射線管理や危険労働の問題を放置してきたことを正当化するものであることは、もはや多言を要しないだろう。

とはいえ、ここでいう科学とは、もちろん、自然科学のことだけではない。

「原発3・11事件以前は、労働者の声っていうのは、もう、なんにも（上げることが）できませんでした」

このような梅田さんの発言から、改めて気づかされたこと。

それは、私をはじめにあげておいた問い、すなわち、原発技術の不完全性にかんする研究や、原発と差別の結びつきを指摘する議論は、1990年代までにぼぼ出揃っていたにもかかわらず、なぜ、原発政策がそのまま推進されてきたのか、という問いへのヒントが、そこにあるのではないか、ということである。

研究者、技術者、ジャーナリスト等によって、たしかに原発問題は明らかにされてきていた。しかしながら、肝心の原発立地地帯の住民の声や、原発労働者の声は、なかなか聞こえてこなかった。

ということは、原発問題研究と原発問題の当事者の間に、十分なコミュニケーション回路が存在していなかったということではないのか。

私見によれば、反原発研究は、原発反対派の住民の方に寄り添おうとしたために、結果として、積極的に原発を誘致しようとした住民の切実な思いに

23 中川恵一（2011）をはじめとして、彼の一連の発言が、放射線への過剰な恐怖をとりぞき、被災者のストレスを減らそうとする善意からなされていることは理解できるが、善意から出た行為が差別に加担することが往々にしてあるというのが、構造的差別という考え方の核心にあることを強調しておきたい。

までは十分に迫りきれなかったようにみえる。

たとえば、開沼博の『「フクシマ」論 原子力ムラはなぜ生まれたのか』は、原発推進派の論理に肉薄しようとした、その点では数少ない貴重な仕事の一つではあるが、最終的に、中央にたいする地方の「自動的服従」という、いわば外在的な説明で終わってしまっているのは残念なことである（開沼、2011：終章）。

また、原発労働を対象とした研究については、さらに大きな空白が存在していると言わざるをえない。この小論で引用した30年前の労働状況と、Sさんの語る今日の労働状況とのあいだに、いったい、どのような原発労働自体の転変があったのか／なかったのか、さらに、作業員の採用や処遇にどのような改善がなされたのか／なされなかったのか、については是非とも明らかにされる必要があるだろう。

その意味で、今後、社会科学の文脈においても、〈わかりえぬもの〉としての〈現場からの声〉といかに対峙していくかが、一層重要になってくるように思われる。

[謝 辞]

この小論の執筆にあたっては、全国大学人権教育交流会の主催した講演会・シンポジウム・フィールドワークに多くを負っています。それぞれの場所で有益なお話を聞かせていただいた皆さんに心から感謝いたします。また、福井へのフィールドワークを企画するとともに、梅田さんとの出会いのきっかけをつくってくださった加藤昌彦さん、関連資料を提供してくださった日野謙一さんに感謝します。また、全国大学人権教育交流会の事務局をご担当いただいている関西学院大学人権教育研究室の北山雅博さん、今回の寄稿の件もふくめて大変お世話になりました、ありがとうございます。

参考文献

明石昇二郎『敦賀湾原発銀座 [悪性リンパ腫] 多発地帯の恐怖』宝島社、1997 = 2012年。

船橋晴俊・長谷川公一・飯島伸子『核燃料サイクル施設の社会学 青森県六ヶ所村』有斐閣、2012年。

ゴールド、J. M. ゴールドマン、B. A. 『死にいたる虚構 国家による低線量被曝の隠蔽』（肥田舜太郎・斉藤紀訳）PKO法「雑則」を広める会、1990 = 2008年。

長谷川公一『増補版 脱原子力社会の選択 新エネルギー革命の時代』新曜社、1996 = 2011年。

樋口健二『闇に消される原発被曝者（増補新版）』八月書房、1981 = 2011年。

樋口健二『新装改訂 原発被曝列島 50万人を超える原発被曝労働者』三一書房、1987 = 2011年。

日隅一雄・木野龍逸『検証 福島原発事故・記者会見 東電・政府は何を隠したか』岩波書店、2012年。

本田豊『部落史を歩く ルポ東北・北陸の被差別部落』柏書房、1982年。

堀江邦夫『原発ジプシー 被曝下請け労働者の記録』現代書館、1979 = 2011年。

一ノ瀬正樹他編『低線量被曝のモラル』河出書房新社、2012年。

今中哲二『低線量放射線被曝 チェルノブイリから福島へ』岩波書店、2012年。

石橋克彦『原発震災 警鐘の記録』七つ森書館、2012年。

岩佐裁判の記録編集委員会編『原発と闘う 岩佐原発被曝裁判の記録』八月書館、1988年。

開沼博『「フクシマ」論 原子力ムラはなぜ生まれたのか』青土社、2011年。

金菱清編 東北学院大学震災の記録プロジェクト『3・11 慟哭の記録 71人が体感した大津波・原発・巨大地震』新曜社、2012年。

鎌田慧『六ヶ所村の記録 上・下』岩波書店、1991年。

加藤昌彦『環境問題と差別』『関西外国語大学研

究論集』第58号、1993年。

松本三和夫『構造災 科学技術社会に潜む危機』岩波新書、2012年。

松本直治『原発死 一人息子を奪われた父親の手記』潮出版、1979年。

三浦耕吉郎編『構造的差別のソシオグラフィ 社会を書く／差別を解く』世界思想社、2006年。

三浦耕吉郎編『屠場 みる・きく・たべる・かく 食肉センターで働く人びと』晃洋書房、2008年。

三浦耕吉郎『環境と差別のクリティーク 屠場・「不法占拠」・部落差別』新曜社、2009年。

森江信『原発被曝日記』講談社文庫、1979 = 1989年。

森江信「いま、原発内労働はどうなっているか」『技術と人間』、高橋昇・天笠啓祐・西尾漠編『「技術と人間」論文選 問いつづけた原子力1972 - 2005』大月書店、所収、1979 = 2012年。

中川恵一『放射線のひみつ 正しく理解し、この時代を生き延びるための30の解説』朝日出版社、2011年。

中川恵一「がんと放射線」一ノ瀬正樹他編『低線量被曝のモラル』河出書房新社、2012年、所収。

中川保雄『〈増補〉放射線被曝の歴史 アメリカの原爆開発から福島原発事故まで』明石書店、2011年。

岡本孝司『証言 斑目春樹 原子力安全委員会は何を間違えたのか?』新潮社、2012年。

欧州放射線リスク委員会 (ECRR) 編『放射線被ばくによる健康影響とリスク評価 欧州放射線リスク委員会 (ECRR) 2010年勧告』(山内知也監訳) 明石書店、2011年。

嶋崎美智子『息子はなぜ白血病で死んだのか』技術と人間、1999年。

清水修二『差別としての原子力』リベルタ出版、1994年。

高橋昇・天笠啓祐・西尾漠編『「技術と人間」論文選 問いつづけた原子力1972 - 2005』大月書店、2012年。

東京原爆症認定集団訴訟を記録する会編『原爆症

認定訴訟が明らかにしたこと 被爆者とともに何を勝ち取ったか』あけび書房、2012年。

矢ヶ崎克馬・守田敏也『内部被曝』岩波ブックレット No.832、2012年。

八木正『原発は差別で動く 反原発のもうひとつの視角』明石書店、1989年。

山室敦嗣「問われ続ける存在になる原子力立地点住民 立地点住民の自省性と生活保全との関係を捉える試論」『環境社会学研究』Vol.18、2012年。

山下祐介・開沼博編『「原発避難」論 避難の実像からセカンドタウン、故郷再生まで』明石書店、2012年。